

# KDDI TeleOffice サービス契約約款

令和3年4月1日  
KDDI株式会社

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

## 第2章 KDDI TeleOffice サービスの提供区間等

- 第4条 KDDI TeleOffice サービスの提供区間等

## 第3章 KDDI TeleOffice 契約

- 第5条 契約の単位
- 第6条 契約申込の方法
- 第7条 契約申込の承諾
- 第8条 KDDI TeleOffice 契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第9条 KDDI TeleOffice 契約者が行うKDDI TeleOffice 契約の解除
- 第10条 当社が行うKDDI TeleOffice 契約の解除
- 第11条 KDDI TeleOffice サービスの提供ができなくなった場合の措置
- 第12条 その他の契約内容の変更
- 第12条の2 当社契約者回線の終端
- 第12条の3 当社契約者回線の移転
- 第13条 その他の提供条件

## 第4章 利用中止等

- 第14条 KDDI TeleOffice サービスの利用中止
- 第15条 KDDI TeleOffice サービスの利用停止

## 第5章 通信

- 第16条 通信利用の制限等
- 第17条 同上

### 第5章の2 回線相互接続

- 第17条の2 回線相互接続

## 第6章 料金等

### 第1節 料金

- 第18条 料金

## 第2節 料金の支払義務

第19条 利用料の支払義務

第20条 手続きに関する料金の支払義務

## 第3節 料金の計算方法等

第21条 料金の計算方法等

## 第4節 割増金及び延滞利息

第22条 割増金

第23条 延滞利息

## 第7章 保守

第23条の2 KDDI TeleOffice 契約者の維持責任

第23条の3 KDDI TeleOffice 契約者の切分責任

第24条 修理又は復旧の順位

## 第8章 損害賠償

第25条 責任の制限

第26条 免責

## 第9章 雑則

第27条 承諾の限界

第28条 利用に係るKDDI TeleOffice 契約者の義務

第29条 KDDI TeleOffice 契約者に係る情報の利用

第30条 法令に規定する事項

第31条 閲覧

## 第10章 附帯サービス

第32条 附帯サービス

## 別記

- 1 KDDI TeleOffice サービスの提供区間
- 2 KDDI TeleOffice 契約者の地位の継承
- 3 KDDI TeleOffice 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 KDDI TeleOffice 契約者の禁止行為

- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 支払証明書の発行
- 12 KDDI TeleOffice サービスに係る技術資料の項目

## 料金表

### 通則

- 第1表 利用料
- 第2表 手続きに関する料金
- 第3表 附帯サービスに関する料金等

別表 KDDI TeleOffice サービスにおける基本的な技術的事項

### 附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このKDDI TeleOffice サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI TeleOffice サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI TeleOffice サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

2 当社は、事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
2の2 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。
3 KDDI TeleOffice サービス網	主として、ウェブコミュニケーション（特定の者の相互間で開催されるインターネット又は当社が別に定める契約約款に係る電気通信回線設備を介した電磁的記録の共同閲覧並びに音響及び映像の同時送受信をいいます。以下同じとします。）の用に供することを目的としてイーサネットフレーム又はIPパケットにより符号の伝送交換を行う電気通信回線設備
4 KDDI TeleOffice サービス	KDDI TeleOffice サービス網を使用して行う電気通信サービス
5 KDDI TeleOffice サービス取扱所	KDDI TeleOffice サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 KDDI TeleOffice 契約	当社からKDDI TeleOffice サービスの提供を受けるための契約
7 KDDI TeleOffice 契約者	当社とKDDI TeleOffice 契約を締結している者
8 特定装置	KDDI TeleOffice サービス網に属する電気通信設備であって、ウェブコミュニケーションの管理、制御等を行う機能を有

	するもの
9 ユーザID	KDDI TeleOffice サービスの利用者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせであって、当社がKDDI TeleOffice 契約者からの申込み又は請求に基づいてKDDI TeleOffice 契約者に割り当てるもの
10 パスワード	ユーザIDの認証に用いる英字、数字及び記号の組み合わせ
11 ウェブコミュニケーション情報	ウェブコミュニケーションを特定するための情報
12 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
13 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
14 他社接続通信	相互接続点を介してKDDI TeleOffice サービス網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
15 当社契約者回線	特定装置とKDDI TeleOfficeサービス取扱所又は当社が別に定める場所との間に設置される電気通信回線
16 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	KDDI TeleOffice 契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する者に限ります。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）又はKDDI TeleOffice サービスに係る端末設備又は自営電気通信設備の接続の技術的条件
20 料金月	起算日（当社が暦月ごとに定める特定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 KDDI TeleOffice サービスの提供区間等

（KDDI TeleOffice サービスの提供区間等）

第4条 当社のKDDI TeleOffice サービスは、別記1に定める提供区間において提供します

。

### 第3章 KDDI TeleOffice 契約

#### (契約の単位)

第5条 当社は、1の申込みごとに1のKDDI TeleOffice 契約を締結します。この場合において、KDDI TeleOffice 契約者は、1のKDDI TeleOffice 契約につき1人に限ります。

#### (契約申込の方法)

第6条 KDDI TeleOffice 契約の申込みをするときは、契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に対し、当社所定の方法により、次に掲げる事項の申告を伴う申込みをしていただきます。

- (1) ユーザIDの数
- (2) ユーザIDに対応する電子メールアドレス
- (3) KDDI TeleOffice サービスのプラン（料金表第1表（利用料）第1（適用）に定めるものをいいます。以下同じとします。）
- (4) その他当社が指定する事項

#### (契約申込の承諾)

第7条 当社は、KDDI TeleOffice 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、KDDI TeleOffice サービスの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのKDDI TeleOffice 契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みのあったKDDI TeleOffice サービスを提供するために必要な電気通信設備を確保し、又は維持することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) KDDI TeleOffice 契約の申込みをした者が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）でないとき。
  - (3) KDDI TeleOffice 契約の申込みをした者がKDDI TeleOffice サービスに係る料金その他の債務（以下「料金等」といいます。）又は当社の他の契約約款等に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) KDDI TeleOffice 契約の申込みをした者が当社が提供する電気通信サービスについて、その利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (5) KDDI TeleOffice 契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
  - (6) 第28条（利用に係るKDDI TeleOffice 契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (7) その他KDDI TeleOffice サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (KDDI TeleOffice 契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第8条 KDDI TeleOffice 契約者がKDDI TeleOffice 契約に基づいてKDDI TeleOffice サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(KDDI TeleOffice 契約者が行うKDDI TeleOffice 契約の解除)

第9条 KDDI TeleOffice 契約者は、KDDI TeleOffice 契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行うKDDI TeleOffice 契約の解除)

第10条 当社は、第15条（KDDI TeleOffice サービスの利用停止）の規定によりKDDI TeleOffice サービスの利用を停止されたKDDI TeleOffice 契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのKDDI TeleOffice 契約を解除することがあります。

2 当社は、KDDI TeleOffice 契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、KDDI TeleOffice サービスの利用停止をしないでそのKDDI TeleOffice 契約を解除することがあります。

3 当社は、KDDI TeleOffice 契約者について、最終利用日から連続する12の料金月のいずれにおいても、当該KDDI TeleOffice 契約に基づく通信が行なわれなかったと認めるときは、そのKDDI TeleOffice 契約を解除することがあります。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、直ちにそのKDDI TeleOffice 契約を解除することがあります。

(1) KDDI TeleOffice 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき。

(2) 第7条（契約申込の承諾）第3項第2号に該当することを知ったとき。

5 当社は、第1項から第2項までの規定により、そのKDDI TeleOffice 契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをKDDI TeleOffice 契約者に通知します。

(KDDI TeleOffice サービスの提供ができなくなった場合の措置)

第11条 当社は、当社又はKDDI TeleOffice 契約者の責めによらない理由によりKDDI TeleOffice サービスの提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、そのKDDI TeleOffice サービスに係る提供条件を変更し、又はKDDI TeleOffice 契約の解除を行います。

ただし、そのKDDI TeleOffice サービスについて、KDDI TeleOffice 契約者からKDDI TeleOffice 契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、現に提供中のKDDI TeleOffice サービスについて、その提供条件の変更（そのKDDI TeleOffice 契約者が現に提供を受けているKDDI TeleOffice サービスについて、その同一条件での提供を継続しつつ、第7条（契約申込の承諾）に定めるあらたな承諾を終了するものを除きます。）又はそのKDDI TeleOffice 契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをそのKDDI TeleOffice 契約者にお知らせします。

(注) 当社は、本条第2項に定める提供条件の変更又はKDDI TeleOffice 契約の解除をするときは、その変更日又は解除日の3ヶ月前までに、そのことをそのKDDI TeleOffice 契約者にお知らせするものとします。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

(その他の契約内容の変更)

第12条 KDDI TeleOffice 契約者は、第6条（契約申込の方法）に基づき申告した契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取

扱所に申し出ていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社契約者回線の終端）

第12条の2 当社は、KDDI TeleOffice サービス取扱所（KDDI TeleOffice 契約者との協議により当社が指定したKDDI TeleOffice サービス取扱所とします。）内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを当社契約者回線の終端とします。

2 前項の地点は、KDDI TeleOffice 契約者との協議により当社が定めます。

（当社契約者回線の移転）

第12条の3 KDDI TeleOffice 契約者は、当社契約者回線の移転を請求することができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第13条 KDDI TeleOffice 契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3並びに6から9までに定めるところによります。

#### 第4章 利用中止等

（KDDI TeleOffice サービスの利用中止）

第14条 当社は、次の場合には、KDDI TeleOffice サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上やむを得ないとき。
- (2) 第16条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI TeleOffice サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをKDDI TeleOffice 契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（KDDI TeleOffice サービスの利用停止）

第15条 当社は、KDDI TeleOffice 契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのKDDI TeleOffice サービスに係る料金等その他の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金等（当社がKDDI TeleOffice サービスに係る料金等と料金月単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間）、そのKDDI TeleOffice サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) KDDI TeleOffice 契約者がそのKDDI TeleOffice サービス又は当社と契約を締結している他のKDDI TeleOffice サービスの利用において、第28条（利用に係るKDDI

TeleOffice 契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

- (3) KDDI TeleOffice 契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (4) 当社の承諾を得ずに、当社契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (5) 当社契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社契約者回線から取り外さなかったとき。
  - (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、KDDI TeleOffice サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社その他の電気通信事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI TeleOffice サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をKDDI TeleOffice 契約者に通知します。  
ただし、第1項第2号の規定によりKDDI TeleOffice サービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

## 第5章 通信

(通信利用の制限等)

第16条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されているKDDI TeleOffice サービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第17条 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

## 第5章の2 回線相互接続

### （回線相互接続）

第17条の2 KDDI TeleOffice 契約者は、当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、当社契約者回線と当社が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る電気通信回線との相互接続の請求をすることができます。この場合には、その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証するものでないことを条件として、その請求を承諾します。

ただし、第28条（利用に係るKDDI TeleOffice契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるときはこの限りではありません。

- 3 KDDI TeleOffice 契約者は、その接続について、第1項の規定により契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合には、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

- 4 KDDI TeleOffice 契約者は、その接続を終了しようとするときは、あらかじめ、そのことを書面により契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に通知していただきます。

## 第6章 料金等

### 第1節 料金

(料金)

第18条 当社が提供するKDDI TeleOffice サービスに係る料金は、利用料（料金表第1表（利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及び手続きに関する料金（料金表第2表（手続きに関する料金）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

(利用料の支払義務)

第19条 KDDI TeleOffice 契約者は、そのKDDI TeleOffice 契約に基づいて当社がKDDI TeleOffice サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から起算してKDDI TeleOffice 契約の解除があった日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と解除のあった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月の初日から解除のあった日までの期間）について、利用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用停止等によりKDDI TeleOffice サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、KDDI TeleOffice サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、KDDI TeleOffice サービスを全く利用できない状態（KDDI TeleOffice サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのKDDI TeleOffice サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する利用料

3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、KDDI TeleOffice サービスを利用できない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用停止又は協定事業者との契約の解除その他契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、KDDI TeleOffice サービスを全く利用できなかった期間中の利用料の支払

いを要します。

区	別	支払いを要しない料金
1	契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、KDDI TeleOffice サービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料
2	他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のKDDI TeleOffice サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する利用料

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 KDDI TeleOffice 契約者は、KDDI TeleOffice 契約者以外の者が利用したユーザID（そのKDDI TeleOffice 契約者に割り当てられたものに限ります。）に係る利用料についても支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第20条 KDDI TeleOffice 契約者は、KDDI TeleOffice サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

### 第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第21条 料金の計算方法及び支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

### 第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第22条 KDDI TeleOffice 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第23条 KDDI TeleOffice 契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を

経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第7章 保守

(KDDI TeleOffice 契約者の維持責任)

第23条の2 KDDI TeleOffice 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(KDDI TeleOffice 契約者の切分責任)

第23条の3 KDDI TeleOffice 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社契約者回線に接続されている場合であって、KDDI TeleOffice サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、KDDI TeleOffice 契約者から要請があったときは、当社は、KDDI TeleOffice サービス取扱所において試験を行い、その結果をKDDI TeleOffice 契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により、当社又は契約事業者の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、KDDI TeleOffice 契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、KDDI TeleOffice 契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第24条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第16条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの

	<p>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの          その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第8章 損害賠償

### (責任の制限)

第25条 当社は、KDDI TeleOffice サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI TeleOffice サービスが全く利用できない状態（当該KDDI TeleOffice 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該KDDI TeleOffice 契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、KDDI TeleOffice サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該KDDI TeleOffice サービスに係る利用料（当該KDDI TeleOffice サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額とします。）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、KDDI TeleOffice サービスの提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局又は固定衛星地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、KDDI TeleOffice サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、KDDI TeleOffice サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1表（利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (免責)

第26条 当社は、この約款等の変更により、KDDI TeleOffice 契約者に係る電気通信設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

## 第9章 雑則

### (承諾の限界)

第27条 当社は、KDDI TeleOffice 契約者からこの約款の規定の適用に係る請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたKDDI TeleOffice 契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (利用に係るKDDI TeleOffice 契約者の義務)

第28条 KDDI TeleOffice 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 総合オープン通信網契約に基づき設置された電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) ユーザID及びパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に届け出ること。

(3) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、KDDI TeleOffice サービスを利用しないこと。

2 当社は、KDDI TeleOffice 契約者の行為が別記5に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第3号の義務に違反したものとみなして取り扱います。

3 KDDI TeleOffice 契約者は、第1項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

4 KDDI TeleOffice 契約者は、第1項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 当社は、KDDI TeleOffice 契約者が割り当てを受けているユーザIDを利用して行われた行為については、そのKDDI TeleOffice 契約者が行ったものとみなして取り扱います。

### (KDDI TeleOffice 契約者に係る情報の利用)

第29条 当社は、KDDI TeleOffice 契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、メールアドレス、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、KDDI TeleOffice サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、KDDI TeleOffice 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者又は別記5に定めるライセンサに提供する場合を含みます。

### (KDDI TeleOffice サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第29条の2 KDDI TeleOffice サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するKDDI TeleOffice サービス取扱所において、KDDI TeleOffice サービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第30条 KDDI TeleOffice サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記10に定めるところによります。

(閲覧)

第31条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

## 第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第32条 KDDI TeleOffice サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記11に定めるところによります。

## 別記

### 1 KDDI TeleOffice サービスの提供区間

当社のKDDI TeleOffice サービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
KDDI TeleOffice サービス	(1) 相互接続点若しくは当社契約者回線の終端と特定装置の間 (2) 相互接続点相互間 (3) 当社契約者回線の終端相互間 (4) 相互接続点と当社契約者回線の終端相互間

### 2 KDDI TeleOffice 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりKDDI TeleOffice 契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 KDDI TeleOffice 契約者の氏名等の変更

- (1) KDDI TeleOffice 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うKDDI TeleOffice サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) KDDI TeleOffice 契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

### 4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な

## 5 KDDI TeleOffice 契約者の禁止行為

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) KDDI TeleOffice サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてKDDI TeleOffice サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

(注) 第2号に定める行為には、KDDI TeleOffice サービス網又はKDDI TeleOffice サービス網に接続する端末設備で使用されるソフトウェア等について、知的財産権を有するiDeepソリューションズ株式会社（以下「ライセンサ」といいます。）が禁止する次の行為を含みます。

ア 1のユーザIDを複数の者に共同で利用させる行為

イ ライセンサが利用を許諾するソフトウェア等の利用条件（KDDI TeleOffice 契約者、又はKDDI TeleOffice 契約者が割り当てを受けているユーザIDを利用する第三者が締結しているものに限ります。）に違反する行為

ウ その他、当社の指定するホームページにおいて掲示している行為

## 6 自営端末設備の接続

- (1) KDDI TeleOffice 契約者は、その当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、当社契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第

86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
  - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) KDDI TeleOffice 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。  
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) KDDI TeleOffice 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) KDDI TeleOffice 契約者は、当社契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、当社契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、KDDI TeleOffice 契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、KDDI TeleOffice 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、KDDI TeleOffice 契約者は、その自営端末設備を当社契約者回線から取りはずしていただきます。

## 8 自営電気通信設備の接続

- (1) KDDI TeleOffice 契約者は、当社契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、当社契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) KDDI TeleOffice 契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。  
ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) KDDI TeleOffice 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) KDDI TeleOffice 契約者は、その当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

#### 10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

#### 11 支払証明書の発行

- (1) 当社は、KDDI TeleOffice 契約者から請求があったときは、そのKDDI TeleOffice 契約者に係るKDDI TeleOffice サービスの支払証明書を発行します。
- (2) KDDI TeleOffice 契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する料金等の支払いを要します。

#### 12 KDDI TeleOffice サービスに係る技術資料の項目

端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電气的条件
- (3) 論理的条件

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法)

- 1 当社は、料金月に従って利用料を計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、利用料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

#### (利用料の日割)

- 5 利用料の日割は、次のとおりとします。  
当社は、次の場合が生じたときに限り、利用料をその利用日数（（2）の規定による利用料の日割は、変更後の料金月に含まれる日数）に応じて日割します。  
(1) 第19条（利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。  
(2) 起算日の変更があったとき。
- 6 5の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第19条（利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する利用料の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

#### (端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

#### (料金等の支払い)

- 8 KDDI TeleOffice 契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 10 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

#### (少額料金の翌月払い)

- 11 当社は、当該月に請求すべき料金（税抜価格）の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

#### (料金の一括後払い)

- 12 当社は、11の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、KDDI TeleOffice 契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (消費税相当額の加算)

13 第19条（利用料の支払義務）の規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、KDDI TeleOffice サービスの延滞利息については、この限りではありません。

（料金等の臨時減免）

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のKDDI TeleOffice サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（料金等の請求）

15 KDDI TeleOffice サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

## 第1表 利用料

### 第1 適用

KDDI TeleOffice サービスに係る利用料の適用については、第19条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) 利用料の適用	KDDI TeleOffice 契約者は、その料金月の末日（その料金月中にKDDI TeleOffice 契約の解除があった場合はその解除があった日）におけるユーザIDの数に応じて、第2（料金額）に定める利用料の支払いを要します。	
(2) プランに係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。	
	区 別	内 容
	プラン1	他社接続通信を介して利用することができるKDDI TeleOfficeサービス
	プラン2	他社接続通信を介して、又は当社契約者回線により利用することができるKDDI TeleOfficeサービス
	イ KDDI TeleOffice契約者は、KDDI TeleOfficeサービスのプランの変更の請求をすることができます。	
	ウ 当社は、イの請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、イの請求があった日の属する料金月の翌料金月の初日から変更後のプランを適用します。	

### 第2 料金額

#### 1 プラン1のもの

1ユーザIDごとに

区 分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	934円 (1,027.4円)

#### 2 プラン2のもの

1ユーザIDごとに

区 分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	1,200円 (1,320円)

## 第2表 手続きに関する料金

### 第1 適用

手続きに関する料金の適用については、第20条（手続きに関する料金の支払義務）に定めるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
手続きに関する料金の適用	KDDI TeleOffice 契約者は、ユーザIDの割り当てを受ける申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、第2（料金額）に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

### 第2 料金額

1ユーザIDごとに

区 分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
手続きに関する料金	1,000円 (1,100円)

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記11（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	KDDI TeleOffice 契約者は、第2（料金等の額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

第2 料金等の額

区 分	単 位	料金等の額 （税抜価格 （税込価格））
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

## 別表

## KDDI TeleOffice サービスにおける基本的な技術的事項

区 別	規 格
10BASE-T接続のもの	IEEE802.3 10BASE-T準拠
100BASE-TX接続のもの	IEEE802.3u 100BASE-TX準拠
1000BASE-SX接続のもの	IEEE802.3z 1000BASE-SX準拠
10GBASE-LR接続のもの	IEEE802.3ae 10GBASE-LR準拠

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成24年12月17日から実施します。

(経過措置)

2 この約款の規定にかかわらず、KDDI TeleOffice サービス契約者は、平成25年2月28日までの料金について、その支払いを要しません。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。